

## 暴力団排除に関する誓約書

私は、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

### 記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないと。
- 2 前項のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出ること。
- 3 第1項の排除対象者に該当しないことを確認するため、市が高槻警察署長へ照会することに同意すること。
- 4 前項の照会に当たり、市から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から高槻警察署長へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

〔住所〕（法人・団体にあつては事務所所在地）

〔商号又は名称〕

フリガナ

〔氏名〕（法人の場合は代表者）

フリガナ

印

〔生年月日〕 年 月 日生

（申請書の押印と同一印）

※ 高槻市では、高槻市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。